

議案第54号説明資料

平成28年11月29日

和解について

資料

事案の概要 1～3

位置図 4

下水道課

事 案 の 概 要

1 和解の相手方

平塚市下吉沢 468 番地 7
株式会社共栄建設
代表取締役 廣岡 康之

2 工事契約の概要

- ・工 事 名 汚水枝管整備工事（その 1-10）
- ・工 事 場 所 大磯町 国府新宿 地内（大磯こゆるぎハイツ周辺）
- ・契 約 金 額 42,620,256 円（税込み）
- ・契 約 締 結 日 平成 26 年 10 月 15 日
- ・契 約 期 間 平成 26 年 10 月 15 日 ～ 平成 27 年 3 月 13 日

3 事案の経過

平成 26 年 10 月 9 日に執行した汚水枝管整備工事に係る条件付一般競争入札について、施工条件の明示に誤り（交通誘導員について、設計書では 188 人の配置として積算したが、施工条件明示書では 118 人の配置として公表）があったことが判明した。当該誤りは、最低制限価格を設けた入札の落札者決定に影響を及ぼすものであり、落札者の決定方法を定めた地方自治法の規定に反する入札結果となったと認められたことから、入札手続全体を取り消し、同年 10 月 15 日に締結した工事請負契約について、大磯町契約規則第 53 条の規定により同年 11 月 6 日付けで解除した。

このことにより生じた損害について、株式会社共栄建設により、建設業法に基づく調停の申請が、神奈川県建設工事紛争審査会になされた。

町は、平成 27 年 10 月 28 日付けで、同審査会から調停の申請がされたとの通知を受けた。その後、4 回にわたり審理が行われた結果、同審査会から調停額（180 万円）が示され、申請人からは、第 5 回審理（平成 28 年 9 月 6 日開催）で、調停額を受諾するとの意向が示された。

《参考》

- ・大磯町契約規則（抜粋）
（協議による解除）

第 53 条 町長が必要があると認めるときは、契約者と協議のうえ契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、契約者が損害を受けたときは、その賠償を請求することができる。

2 省略

- ・建設工事紛争審査会とは

建設工事の請負契約をめぐるトラブルの解決を図る準司法機関で、建設業法（第 25 条）に基づいて設置された公的機関

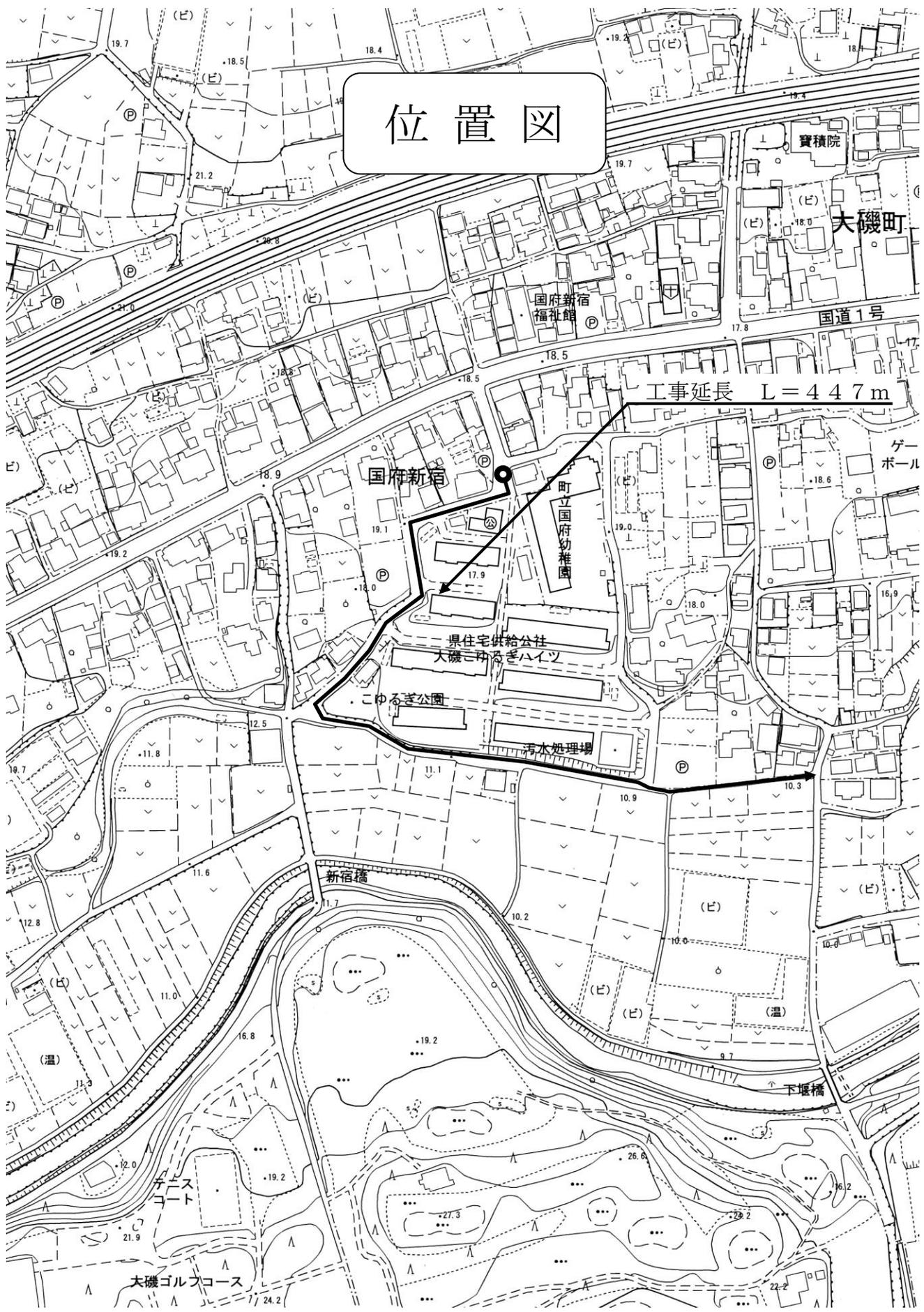
4 和解の要旨

町は、相手方に対して、神奈川県建設工事紛争審査会から示された調停額180万円を和解金として賠償し、和解金のほか、両者の間には、本件紛争について債権債務のないことを相互に確認する。

5 経緯

平成26年 10月9日	電子入札執行
10月15日	工事請負契約の締結
10月21日	施工条件明示書が誤っていることが判明
10月23日	上記により、受注者に契約解除の意向を伝える。
11月4日	町から工事請負契約解除の申出書を送付
11月4日	受注者より工事請負契約解除の承諾書を收受
11月6日	町から工事請負契約解除通知書を送付
11月14日	議員全員に「入札手続の取消し及び契約解除について」の文書の送付（入札結果表添付）
11月14日	記者発表
11月17日	議員全員協議会で報告
12月10日	受注者（社長）から下水道課長に電話がある。 【町から、「賠償は積算根拠を明確にして欲しい」旨伝える。】
12月15日	受注者より契約解除に関する損害賠償請求書が届く （請求額：総額8,408,504円）
平成27年 1月29日	受注者との話し合い（受注者：社長、専務 町：下水道課長、副技幹） 【町から、「收受した請求書の内容では、満額の支払いは出来ない。根拠を明示して欲しい」旨伝える。】
2月16日	受注者との話し合い（受注者：社長、専務 町：都市建設部長、下水道課長、副技幹） 【町から、「賠償金の支出には明確な根拠が必要であり、特に逸失利益については、公平な第三者による算定も必要と考える」旨伝える。】
4月8日	受注者代理人（弁護士）からの通知書（書留内容証明）を收受 【主な内容：契約解除に伴う損害の請求と文書による回答を求める。】

4月20日	<p>通知書に対する回答を受注者代理人（弁護士）に送付</p> <p>【主な内容：「賠償金の支出については、明確な算出根拠並びに正当性のある算定方法が必要である」旨の回答】</p>
10月28日	神奈川県建設工事紛争審査会から、受注者を申請人とする、調停の申請がされたとの通知を収受
11月16日	議員全員協議会で報告
平成28年 1月25日	<p>神奈川県建設工事紛争審査会（第1回審理）</p> <p>※損害賠償請求額：8,408,504円（当初請求額）</p>
4月5日	神奈川県建設工事紛争審査会（第2回審理）
5月17日	神奈川県建設工事紛争審査会（第3回審理）
7月6日	<p>神奈川県建設工事紛争審査会（第4回審理）</p> <p>※審査会から調停額：180万円が示される。</p>
9月6日	<p>神奈川県建設工事紛争審査会（第5回審理）</p> <p>※申請人（株）共栄建設）が調停額（180万円）を受諾するとの意向を示す。</p>



位置図

工事延長 L=447m

工事名	平成26年度 汚水枝管整備工事 (その1-10)
工事場所	大磯町 国府新宿 地内